

議案参考資料

[令和2年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

土木課 路政係

議案名

議案第9号 桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

道路構造令の一部改正に伴い、「自転車通行帯」の規定を設けるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

自転車を安全かつ円滑に通行させるために、自転車専用の通行空間を確保する必要があります。現行条例に規定されている「自転車道」は、必要な用地幅の確保ができず、整備されていない状況です。

そこで、国、群馬県に準じて、より限られた用地幅で整備可能となる「自転車通行帯」の規定を新たに設けるものです。

(施行期日：令和2年4月1日)

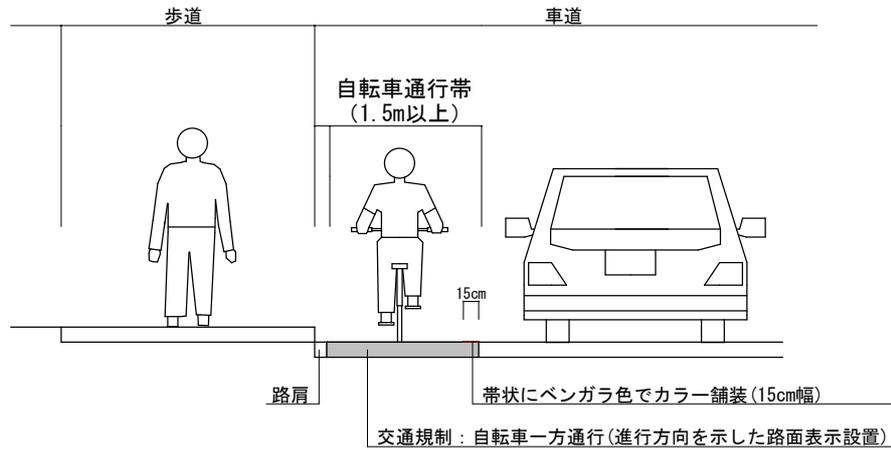
背景・経過

国土交通省は、根拠法令である道路構造令の一部改正を行い、平成31年4月25日に施行しました。群馬県においては、令和元年10月18日に条例改正を行い同日施行しました。桐生市においても国、群馬県に準じて条例の改正を行おうとするものです。

参考資料

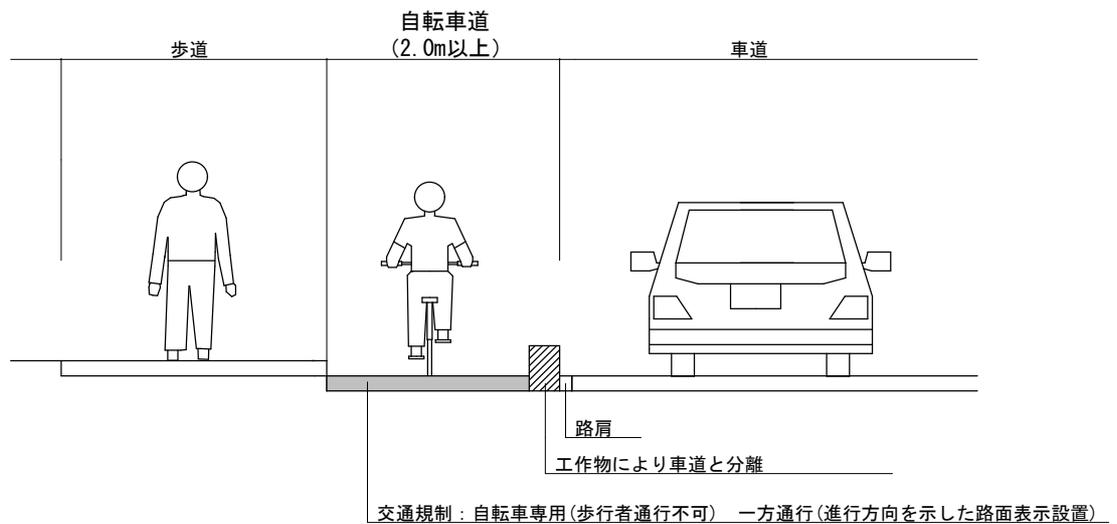
整備イメージ図……裏面のとおり

【自転車通行帯】 ※今回の条例改正で新たに規定



※自転車通行帯は、やむを得ない場合に
おいては1.0mまで縮小することができる。

【自転車道】 ※現条例で規定済



※自転車道は、やむを得ない場合に
おいては1.5mまで縮小することができる。